

# 資料コーナー

## インターネットを悪用した人権侵害はやめよう

出典：政府広報オンライン

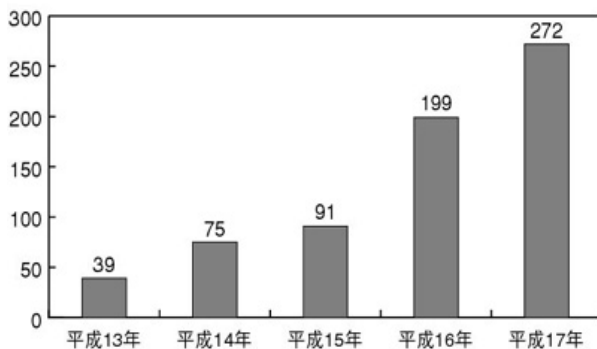
([http://www.gov-online.go.jp/pickup/2006\\_06/pickup\\_a.html](http://www.gov-online.go.jp/pickup/2006_06/pickup_a.html)) より抜粋

### ◆増加するインターネットを悪用した人権侵害事件

日本のインターネット利用者は、ここ数年で急増し、平成16年末には約7,948万人にも上りました。「知りたい情報をすぐに手に入れることができる」「世界中の人と気軽に交流できる」などさまざまな利点があるインターネット。しかし、このような便利さの裏に、詐欺や個人情報の流しなど、さまざまなトラブルが潜んでいます。人権侵害も深刻なトラブルの一つです。

法務省の人権擁護機関が平成17年中に取り扱ったインターネットを悪用した人権侵害の事件は272件と、前年に比べ、36.7%増えています。

インターネットに関する人権侵犯事件の推移



※法務省人権擁護局平成18年3月30日発表

### ◆インターネット上の人権侵害を救済・防止するための法的な動き

インターネットの悪用により人権侵害の被害に遭った人を救済するため、平成14年5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法という）」が施行されました。

この法律では、インターネット上に人権を侵害する内容や法律に違反する内容の情報が公開され、被害者からの削除要請を受けてプロバイダ（インターネット接続会社）などが問題となる情報を削除した場合には、プロバイダは情報の書き込みをした者から「表現の自由を侵害した」と訴えられたとしても責任を問われないと定めています。同法

により、プロバイダは被害者を救済しやすくなりました。

### ◆人権侵害を受けた際の対応策を知ろう

ホームページや掲示板上で、プライバシーの侵害や差別発言を受けるなどの人権侵害を受けた場合には、まず、情報の発信者や情報を掲載しているホームページの管理人やプロバイダに記事の削除を求めましょう。

個人で解決できない場合には、法務局・地方法務局などの窓口にご相談してください。法務省の人権擁護機関では、ホームページや掲示板上で、名誉き損やプライバシー侵害をはじめ、嫌がらせなどの不当な差別的書き込みなどによる被害の申告を受けた場合に、記事の削除依頼の仕方などを助言しているほか、個人で被害の回復をするのが困難であると判断したときは、プロバイダなどに問題の情報の削除を要請するなどの対応をしています。

### ◆インターネット利用時のモラルとマナーを守る

#### ●ホームページの作成

不特定多数が閲覧するホームページに、他人を傷つけるような内容や誤った情報を掲載することはモラルに反するばかりか、場合によっては不法行為などの民法上の責任を問われたり、名誉き損罪や侮辱罪などの犯罪になります。

もちろん、氏名や顔写真など他人の個人情報や、文章や写真などの著作物を無断で掲載することは、プライバシーや著作権の侵害にあたります。ホームページを作成し、これらの情報を掲載する際には、本人の許可を得ることが不可欠です。

#### ●掲示板などへの書き込み

掲示板に他人の氏名、住所、電話番号などの個人情報を書き込むことは、プライバシーの侵害であり、民法の不法行為にあたります。その書き込みにより、ストーカー犯罪などに発展する可能性もあります。また、差別的発言など相手を傷つける発言をしたり、他人になりすまして掲示板に投稿したり、うその情報を書き込んだりすることもモラル違反であるばかりか、場合によっては民法の不法行為にあたり、名誉き損罪や侮辱罪などの犯罪になります。

高橋 康文 ((株)日立製作所)

(平成18年6月8日受付)